

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

第5章 雑則

- 第22条 (登録の区域等の掲示等)
- 第23条 (判定業務規程の公開)
- 第24条 (財務諸表等の備付け)
- 第25条 (財務諸表等に係る閲覧の請求)
- 第26条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第27条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
- 第28条 (軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)
- 第29条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第30条 (判定の業務に関する公正の確保)
- 第31条 (損害賠償保険への加入)
- 第32条 (事前相談)

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他センターが指定する日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 センターの主たる事務所の所在地は、福島県福島市五月町4番25号とする。

2 センターには、次の従たる事務所を置く。

- (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
- (2) 県中事務所 福島県郡山市開成五丁目10番5号
- (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
- (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢二丁目1番17号

(判定の業務を行う区域)

第5条 センターの業務区域は、福島県全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 センターは、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

- 第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、センターに対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、センターに対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)

第8条 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、センターは、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等とセンターとは、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款」（以下「約款」という。）に基づき締結したものとする。
- 5 前項の約款に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、センターの求めに応じ、判定のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のセンターに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面

をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

第 9 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 [42](#) 条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ又は取止め)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。
- 3 適合判定通知書の交付後に当該計画を取止める場合においては、取止め届出書をセンターに提出する。ただし、すでに提出を受けた書類は返却しないものとする。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 センターは、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
 - (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

- (2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のセンターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
- (4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- 4 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更には該当しないことを確認したときにあつては別記様式第3による軽微な変更には該当しない旨の通知書を、軽微な変更には該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第4による軽微な変更には該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

- 第12条 理事長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
 - 3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

- 第13条 理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があつたとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

- 第14条 判定の業務を実施するため、第12条の適合性判定員等を、原則として第4条第1項及び第2項に規定する主たる事務所及び従たる事務所に複数名配置する。
- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
 - 3 一つの事務所の適合性判定員が病気等の事情により休暇を取る場合その他の事情により、複数名所在できず判定の業務を実施できない場合にあつては、主たる事務所及び当該事務所以外の事務所の適合性判定員が当該事務所において臨時に判定の業務を行う。ただし、緊急の場合にあつては、主たる事務所及び当該事務所以外の事務所で当該判定の業務を行う。
 - 4 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、複数名配置する。

2 センターは、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者を常勤理事の中から任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、提出時に現金で納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、当該計画に係る建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の計画の通知をセンターに行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、当該計画に係る設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請をセンターに行うとき。
- (4) あらかじめ別表 4 に定める申請をセンターに行ったものであり、当該申請と建築物エネルギー消費性能確保計画の審査内容が同一で判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (5) あらかじめセンターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (6) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により判定の業

務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第22条 センターは、登録の区域その他の事項を、判定業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ(<https://www.fkc.or.jp>)において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第23条 センターは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第25条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、以下の手数料を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求(1枚につき20円(税込価格22円))
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) センターの使用に係る電子計算機と法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(1回の送信につき200円(税込価格220円))
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法(1枚につき200円(税込価格220円))
 - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第26条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第47条第1項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで

- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 センターは、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 センターは、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受け付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 理事長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

- 4 第 1 項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 31 条 センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日より施行する。

(附則)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 本部（「00」） 県北事務所（「01」） 県中事務所（「02」） いわき事務所（「03」） 会津事務所（「04」）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

軽微〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 本部（「00」） 県北事務所（「01」） 県中事務所（「02」） いわき事務所（「03」） 会津事務所（「04」）
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

1 住宅及び複合建築物

(単位：円)

建物 種別	申請種別	戸数区分	審査要件	
			建築確認との併願申請 ※2の場合	単独申請の場合
住宅	住戸部分 ※1	1戸（一戸建て の住宅）	30,000 (税込価格 33,000)	40,000 (税込価格 44,000)
		2～5戸	60,000 (税込価格 66,000)	70,000 (税込価格 77,000)
		6～10戸	70,000 (税込価格 77,000)	80,000 (税込価格 88,000)
		11～25戸	110,000 (税込価格 121,000)	120,000 (税込価格 132,000)
		26～50戸	150,000 (税込価格 165,000)	160,000 (税込価格 176,000)
		51～ 100戸	210,000 (税込価格 231,000)	220,000 (税込価格 242,000)
		101戸～ 200戸	280,000 (税込価格 308,000)	300,000 (税込価格 330,000)
		201戸以上	別途、見積による。	
	共用部分	非住宅部分の床面積に応じて「非住宅建築物」Ⅱ類により算出した料金を加算する。		
複合 建築 物	(住戸部分の料金＋非住宅部分の料金) × 0.9 住戸部分の料金：戸数に応じて住戸部分により算出した額 非住宅部分の料金：非住宅部分の用途、床面積に応じて非住宅建築物により算出した額			

※1 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、上記料金の8割の額とする。

住戸部分の計算方法が仕様基準の場合、上記料金の5割の額とする。

2 非住宅建築物

(単位：円)

建物 種別	用途 区分 ※3	床面積 ※4	計算方法			
			建築確認との併願申請の 場合※2		単独申請の場合	
			モデル 建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル 建物法	標準入力・ 主要室入力法
非 住 宅 建 築 物	Ⅰ類 ホテル 病院 集会所 等	300㎡未満	80,000 (税込価格 88,000)	210,000 (税込価格 231,000)	90,000 (税込価格 99,000)	230,000 (税込価格 253,000)
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	90,000 (税込価格 99,000)	230,000 (税込価格 253,000)	100,000 (税込価格 110,000)	260,000 (税込価格 286,000)
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	110,000 (税込価格 121,000)	260,000 (税込価格 286,000)	120,000 (税込価格 132,000)	290,000 (税込価格 319,000)
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	140,000 (税込価格 154,000)	300,000 (税込価格 330,000)	150,000 (税込価格 165,000)	330,000 (税込価格 363,000)
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	210,000 (税込価格 231,000)	430,000 (税込価格 473,000)	240,000 (税込価格 264,000)	480,000 (税込価格 528,000)
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	280,000 (税込価格 308,000)	530,000 (税込価格 583,000)	310,000 (税込価格 341,000)	590,000 (税込価格 649,000)

住宅との複合建築物		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	340,000 (税込価格 374,000)	620,000 (税込価格 682,000)	380,000 (税込価格 418,000)	700,000 (税込価格 770,000)
		25,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	400,000 (税込価格 440,000)	710,000 (税込価格 781,000)	440,000 (税込価格 484,000)	790,000 (税込価格 869,000)
		50,000㎡以上	別途、見積りによる。			
	Ⅱ類 事務所 学校 飲食店 等	300㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	130,000 (税込価格 143,000)	70,000 (税込価格 77,000)	150,000 (税込価格 165,000)
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	70,000 (税込価格 77,000)	150,000 (税込価格 165,000)	80,000 (税込価格 88,000)	170,000 (税込価格 187,000)
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	80,000 (税込価格 88,000)	170,000 (税込価格 187,000)	90,000 (税込価格 99,000)	180,000 (税込価格 198,000)
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)	210,000 (税込価格 231,000)	120,000 (税込価格 132,000)	230,000 (税込価格 253,000)
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	150,000 (税込価格 165,000)	300,000 (税込価格 330,000)	170,000 (税込価格 187,000)	330,000 (税込価格 363,000)
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	200,000 (税込価格 220,000)	370,000 (税込価格 407,000)	220,000 (税込価格 242,000)	410,000 (税込価格 451,000)
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	240,000 (税込価格 264,000)	440,000 (税込価格 484,000)	270,000 (税込価格 297,000)	490,000 (税込価格 539,000)
		25,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	280,000 (税込価格 308,000)	500,000 (税込価格 550,000)	310,000 (税込価格 341,000)	560,000 (税込価格 616,000)
		50,000㎡以上	別途、見積りによる。			
	Ⅲ類 工場 倉庫 等	300㎡未満	30,000 (税込価格 33,000)	70,000 (税込価格 77,000)	40,000 (税込価格 44,000)	80,000 (税込価格 88,000)
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	40,000 (税込価格 44,000)	80,000 (税込価格 88,000)	50,000 (税込価格 55,000)	90,000 (税込価格 99,000)
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	50,000 (税込価格 55,000)	90,000 (税込価格 99,000)	60,000 (税込価格 66,000)	100,000 (税込価格 110,000)
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	60,000 (税込価格 66,000)	110,000 (税込価格 121,000)	70,000 (税込価格 77,000)	120,000 (税込価格 132,000)
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	80,000 (税込価格 88,000)	150,000 (税込価格 165,000)	90,000 (税込価格 99,000)	170,000 (税込価格 187,000)
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	100,000 (税込価格 110,000)	190,000 (税込価格 209,000)	110,000 (税込価格 121,000)	200,000 (税込価格 220,000)
		10,000㎡以上 ～ 25,000㎡未満	120,000 (税込価格 132,000)	220,000 (税込価格 242,000)	140,000 (税込価格 154,000)	250,000 (税込価格 275,000)
		25,000㎡以上 ～ 50,000㎡未満	140,000 (税込価格 154,000)	250,000 (税込価格 275,000)	160,000 (税込価格 176,000)	280,000 (税込価格 308,000)
		50,000㎡以上	別途、見積りによる。			

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいいます。

※3 用途区分のⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類の適用については、別表4によります。

- ※4 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分（非住宅と判断されたもの）の合計（判定対象である外気開放部分を含む。）をいいます。
- ※5 用途区分が複数となる建築物の料金は、建築物の用途区分毎の床面積で当該料金を算出し、これらの合計額（複数用途集計）と、建築物全体の床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額とを比較し、低額な額とします。
- ※6 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に、その対象となる室がない場合は、表3Ⅲ類の300㎡未満のものとしします。
- ※7 計画変更の料金は、計画変更時の面積に応じて別表3の「単独申請の場合」から算出される料金の1/2の額とします。ただし、次の場合は、別表3記載の料金とします。
- ① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更（モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等）など、「計画の根本的な変更」の場合
 - ② 直前の判定を センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③ ※6が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ※8 軽微変更該当証明の料金は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表3の「単独申請の場合」から算出される料金の1/2の額とします。ただし、※7②③の場合は、別表3の2 非住宅建築物の「単独申請の場合」の料金とします。
- ※9 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、5,000円（税込価格5,500円）とします。

別表4 判定料金を減額する申請及びその額（第19条第3号及び第4号）

次の申請について中欄の要件に該当する場合は、減額欄に掲げる額に減額する。

申 請	減額の要件	減 額
設計住宅性能評価	(1) 第7条第4項及び同条第5項の場合	別表第3の申請種別「住宅部分」の額は、戸数区分及び審査要件にかかわらず、 10,000円 (税込価格11,000円)とする。
長期使用構造等確認	(2) 提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の審査内容が、センターに行った左欄に掲げる申請（当初申請及び変更がある場合は当該変更申請）と同一の場合	

別表 5

確認申請書第四面に記載する用途コードにより以下の用途区分とします。

用途区分	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
Ⅰ 類	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これらに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190, 08192	助産所
	08210	児童福祉施設（前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。）
	08230	公衆浴場（個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370, 08380	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場、体育館又はスポーツ練習場
	08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
	08400	ホテル、旅館
	08480	映画スタジオ、テレビスタンド
	08530, 08540	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	08550, 08560	公会堂、集会場、展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設
Ⅱ 類	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080, 08082	小学校、義務教育学校
	08090, 08100	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
	08110	大学、高等専門学校
	08120,	専修学校
	08130, 08132	各種学校、幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08220	児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 （前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
	08450	飲食店（次項に掲げるもの、及び※1を除く。）
	08452	食堂、喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（※2） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その

		他これらに類するもの（※３を除く。）で作業場の床面積の合計が５０㎡以内のもの（※２） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570, 08580	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（※３に限る。）で作業場の床面積の合計が５０㎡以内のもの（※２）
Ⅲ類	08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第１３０条の４第５項に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420, 08430	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
	08490, 08500	自動車車庫、自転車駐車場
	08510, 08520	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
要相談	08990	その他

※１：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。

※２：原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が０．７５キロワット以下のものに限る。

※３：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。

別記様式第 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

建築主 様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)

別記様式第5（一般用）

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
引受承諾書

提出者等 様 年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 印

年 月 日付で提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画について、下記のとおり引き受けます。

なお、引き受けにあたっては、一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款及び同業務規程を遵守します。

記

1 受付番号	第 号
2 引き受けた判定業務	☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
3 建築物の用途	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物
4 建築場所の地名地番	
5 判定料金 (消費税を含む)	
6 特記事項	

別記様式第 6（行政庁用）

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
引受承諾書

年 月 日

通知者官職等 様

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 印

年 月 日付で通知のあった建築物エネルギー消費性能確保計画について、下記のとおり引き受けます。

なお、引き受けにあたっては、一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款及び同業務規程を遵守します。

記

1 受付番号	第 号
2 引き受けた判定業務	☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 3 項の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定
3 建築物の用途	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物
4 建築場所の地名地番	
5 判定料金 (消費税を含む)	
6 特記事項	

別記様式第 7

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
軽微変更該当証明 引受承諾書

申請者 様 年 月 日

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
理事長 印

年 月 日付で申請のあった建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による軽微変更該当証明について、下記のとおり引き受けます。

なお、引き受けにあたっては、一般財団法人ふくしま建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款及び同業務規程を遵守します。

記

1 受付番号	第 号	
2 直前の適合判定通知書又は軽微変更該当証明書	交付番号	第 号
	交付年月日	
3 判定料金 (消費税を含む)		
4 特記事項		